

平成30年度留守家庭児童会育成事業（放課後児童クラブ）運営協議会 開催計画

協議事項

「5・6年生受け入れ拡大にあたっての課題について」

※受け入れ拡大にあたって想定される課題等に関して、さまざまな立場からの意見をいただきたい

開催日程

全3回開催予定

- 第1回 平成31年1月下旬頃
委員委嘱、協議事項の説明、審議 など
- 第2回 平成31年2月頃
審議
- 第3回 平成31年3月頃
審議のまとめ

公開／非公開

「審議会等の設置及び運営等に関する要綱」第4条に基づき、会議は公開とします。

協議事項の概要

放課後児童クラブ毎の在籍児童数と基準条例上の受入上限

	なかよしクラブ	ともだちクラブ	でっかいクラブ
基準条例上の 受入上限数	107名	39名	146名
30年度当初 在籍児童数	107名	27名	68名

※「基準条例上の受入上限」は、本町基準条例第9条（設備の基準）第2項に規定する「専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。」により求めています。

協議事項「5・6年生受入拡大にあたっての課題について」

<現状>

本町教育委員会では、保護者の共働きその他の事情で家庭での保育を受けられない状態にある小学校1～4年生の児童（支援を要する児童については6年生まで）の健全な育成を目的に、放課後児童クラブを事業運営しているところです。

一方、平成27年3月に策定された国の「放課後児童クラブ運営指針」では、この対象を小学校6年生までとされており、また、同年4月に施行した「大山崎町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」においても、対象を「小学校に就学している児童」と記述し、学年を問わず小学生すべてを対象とすることを謳っています。

本町放課後児童クラブでの1～4年生を1つの異年齢集団とした保育内容については、異年齢集団ならではの子どもたちの経験や学びを評価する声が多数の保護者からも寄せられている中、対象を6年生まで拡大した場合の保育集団の構成や保育内容については、検討が必要とされる状況です。

<課題>

高学年児童は、低学年児童と比べると心身の発達状況に大きな差があることから、これまで通りの保育内容で、これまで通りの集団の中で一体的に保育することに難しさがあるなど、受け入れ拡大する場合に想定される課題等に関して、さまざまな立場から広く意見をいただきたい。